

リコールに係る経済産業省の取組み

平成19年11月
経済産業省製品安全課
課長補佐 佐野究一郎

製品安全法体系

製品出荷時

製品欠陥

事前規制

- ①対象製品の指定、届出
- ②製品の技術基準
- ③製品への表示
- ④技術基準違反等の場合の表示禁止命令、危害防止命令等

消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

製品使用時

経年劣化

経年劣化対策 (長期使用製品安全点検制度等)

消費者への情報提供・保守サポートの義務づけ

消費生活用製品安全法を改正中。2009年4月頃より実施予定。

事故発生時

事故拡大

重大事故の国への報告・公表義務、緊急命令

消費生活用製品安全法 本年5月より開始

重大製品事故報告・公表制度の運用

消費生活用製品安全法

○2007年5月から制度開始。

○全ての消費生活用製品について、重大事故が発生した場合に、製造・輸入事業者は10日以内に報告を義務付け。製品起因でないことが明らかかな事故を除き、事業者名、製品名も含めて事故情報を公表。

○月に概ね100件程度の報告。

○製品欠陥による事故拡大防止等で緊急性を要する場合には、緊急命令。

○重大事故に該当しない事故情報は(独)製品評価技術基盤機構(NITE)が収集・公表。

重大事故報告・公表制度のフロー

重大製品事故発生

重大製品事故：

死亡、火災、30日以上の重疾病、一酸化炭素中毒

製造事業者・輸入事業者の事故報告義務

①消費生活用製品の名称及び型式、②重大製品事故の内容、③製造・輸入・販売数量、他

(重大事故を知った日から10日以内)

主務大臣(経済産業大臣)による公表

製品起因であると疑われる事故は、直ちに①事業者名、②機種・型式名、③事故内容等を記者発表し、ウェブサイトでも公表等。

(必要に応じて)

主務大臣(経済産業大臣)による命令

報告徴収や立入検査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、製品回収等の緊急命令等を、報告義務不履行に関しては体制整備命令を発動。

重大製品事故の公表状況

	事業者名・ 型式公表	製品名 のみ公表 (原因調査 中)	調査した結 果製品事故 には非該当	他省庁 送付案件	重複・ 対象外	計
ガス機器	49	-	12	0	26	87
石油機器	36	-	1	0	5	42
電気製品	156	137	15	0	15	323
その他	43	53	7	45	20	168
合計	284	190	35	45	66	620

11月20日現在

重大事故報告・公表制度による再発防止策の促進

- ・ 報告された情報に基づき、事業者に対して、再発拡大防止を促した案件に係る報告件数は、97件（電気こんろ、石油ふろがま、車庫用門扉、スプレー缶（殺虫剤）等）。
- ・ 重大製品事故を契機にリコールを行ったものは、15製品。

（11月20日現在）

自主リコールが行われた事例

- ・ 電動アシスト自転車（ヤマハ発動機株）
- ・ ガス給湯器付ふろがま（株ノーリツ）
- ・ 車庫用門扉（東洋エクステリア株）
- ・ 電気冷蔵庫（松下冷機株）
- ・ 石油給湯器付ふろがま（株長府製作所）
- ・ 手すり（着脱式）（矢崎化工株）
- ・ 24時間風呂（昭和鉄工株）
- ・ ガス風呂がま（株ガスター）
- ・ アンプ（日本ビクター株）
- ・ 電子レンジ（小泉成器株）
- ・ 電気こんろ（松下電器産業株他）
- ・ 携帯電話用電池パック（ノキア・ジャパン株）
- ・ スプレー缶（殺虫剤）（ライオン株）
- ・ ウォーターサーバー（アクアクララ株）
- ・ プラズマテレビ（日本ビクター（株））

消安法上の製品事故の場合の事業者の責務

○第34条(事業者の責務):

消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売(一般消費者に対する販売をいう。以下この条において同じ)の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

- 2 消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事の事業を行う者は、その小売販売、修理又は設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に通知するよう努めなければならない。

○第38条(事業者の責務):

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について製品事故が生じた場合には、当該製品事故が発生した原因に関する調査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置をとるよう努めなければならない。

- 2 消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸入の事業を行う者がとろうとする前項の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に協力するよう努めなければならない。
- 3 消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸入の事業を行う者が次条第一項の規定による命令を受けてとる措置に協力しなければならない。

欠陥等の場合の法律に基づく緊急命令

消費生活用製品安全法第39条(緊急命令)

主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、第32条の規定又は政令で定める他の法律の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除き、必要な限度において、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る当該消費生活用製品の回収を図ることその他当該消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

【発動事例】

- 松下電器の石油温風暖房機(H17.11.29)
- パロマ工業のガス瞬間湯沸器(H18.8.28)

NITEによるリコール情報の収集・公表

nite 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

[NITEトップ](#) > [生活安全分野](#) > [製品安全・事故情報](#)

生活安全分野

～暮らしの安心を支援する、安全・快適さに関する情報の発信～

製品安全・事故情報

最近の社告・リコール (「社告・リコールの検索」)

○[NITE要約版](#) (事業者等が行った社告・リコール情報をNITEが同一のフォームに編集しています) <平成19年11月16日>

[平成19年11月16日 ヤナセ産業機器販売株式会社/ブリッグス・アンド・ストラットン・ジャパン有限会社「小型除雪機スノースロワー」](#)

本来始動性を高めるためのフイマーホタンの使用過多が原因となり、キャブレターより発火するおそれのあることが判明。(無償修理)

[平成19年11月10日 ライオン株式会社「殺虫剤\(再社告\)」](#)

台所、浴室などで使用され、噴射がスリッパに火傷を負われた事故が発生したことが判明。冬季には、お部屋にてガスストーブ・石油ストーブ・卓上コンロなどをお使いになる機会が増え、当該製品を火気のある場所でお使いになられたり、噴射ガスが残留した状態でストーブなどを点火すると引火事故につながる危険性があります(平成19年0月20日に行った社告の再社告)。(自主回収)

[平成19年11月12日 ロアス株式会社「OHチャア」](#)

製品の一部に脚ベースに不具合があり、破損に至る可能性が判明。(交換回収)

[平成19年11月8日 株式会社リアル・フット「ノマダナ IH調理器」](#)

稀に、電源回路基板の部品不良により、使用中に発煙・発火に至る可能性があることが判明。(無償点検・修理)

[平成19年11月6日 株式会社デンソー「遠赤外線ヒーター\(再社告\)」](#)

【12FD・12F】電流制御部品のはんだ付け部分に亀裂が生じること、【7FX】では、自動首振り機能を長時間使用された場合に電気配線に断線が生じることが原因で、発煙・発火する可能性があることが判明。(回収(1台につき2万円です引き取り))

○[リンク情報](#) (事業者等の社告・リコール情報のサイトへのリンクです)

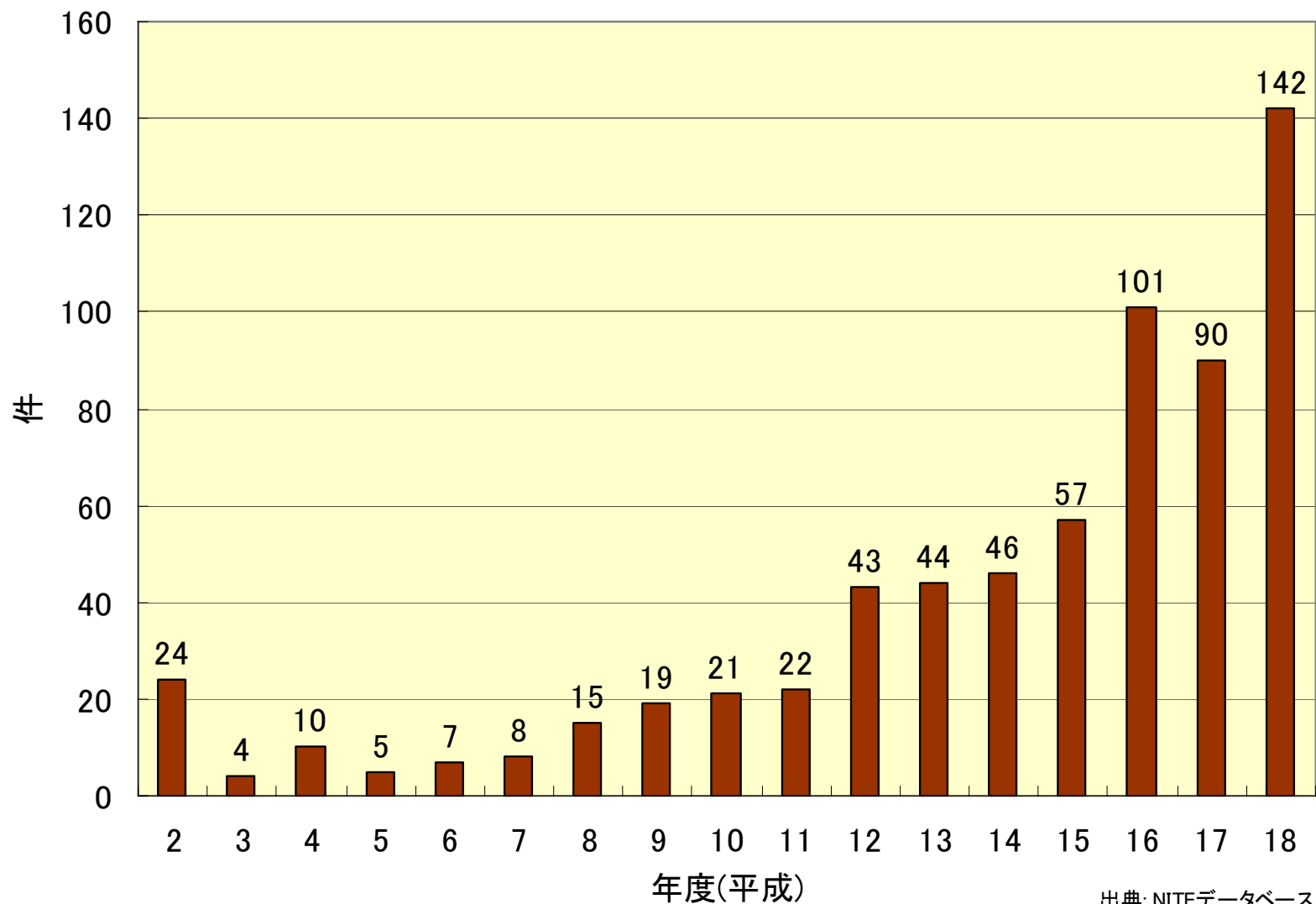
<平成19年11月16日まで>

- H19/08/24 [三洋株式会社「古い扇風機についてのお知らせとお願い」](#)
- H19/02/19 [日本ガス石油機器工業会「ガス機器の重大事故の公表について」](#)
- H19/01/09 [松下電器産業株式会社「01年～15年製の「パナソニック」石油暖房機器について」](#)

出典:NITEホームページ

リコール件数の推移

製品安全に係るリコール件数

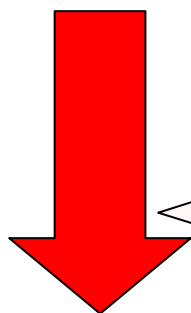


出典: NITEデータベース

事業者のリコール指針に関する経済産業省の取り組み

平成14年

消費生活用製品のリコールハンドブックの策定・公表



リコールの増大、重大事故報告制度の創設を踏まえ、検討委員会を設置して検討し、事業者の参照指針として、具体的事例を盛り込みつつ、大幅に改訂。

平成19年11月19日

新リコールハンドブックの策定・公表

http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/handbook.pdf

リコールハンドブック改訂委員会 委員名簿

(敬称略・委員：五十音順)

	氏 名	所 属
委員長	廣 瀬 久 和	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
委 員	新 井 克	株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント リスクエンジニアリング事業部 PLグループ部長
委 員	石 川 純 子	社団法人消費者関連専門家会議 事務局長
委 員	犬 飼 康 夫	社団法人全国中小貿易業連盟 常務理事
委 員	大 内 孝 典	全国電機商業組合連合会 常務理事
委 員	大河内 美保	主婦連合会 副会長
委 員	長見 万里野	財団法人日本消費者協会 参与
委 員	櫻 橋 晴 雄	社団法人日本ガス石油機器工業会 専務理事
委 員	佐 藤 岩 雄	東京都生活文化局消費生活部 生活安全課長
委 員	鈴 木 善 統	日本チェーンストア協会 専務理事
委 員	瀬 戸 実	全国中小企業団体中央会 業務推進室長
委 員	高 巖	麗澤大学国際経済学部 教授
委 員	沼 尻 禎 二	財団法人家電製品協会 消費者部長
委 員	瀬 井 良 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構 生活・福祉技術センター 次長
委 員	若 井 博 雄	財団法人製品安全協会 専務理事

リコールハンドブックの基本構成

(1) 日頃からの取り組み (第Ⅱ章)

日頃から積極的にリコールに取り組む姿勢を社内に徹底し、社外にも明確に示しておくなど、日頃からの取り組みが必要です。



(2) 事故等への速やかな対応 (第Ⅲ章)

事故の発生や事故の発生を予見させる欠陥や不具合の兆候を発見した場合は、まず判明している事実関係を整理し、国への報告などの対応を迅速にとります。また、「疑わしきは消費者の利益に」と考え、「欠陥かどうか」の判断を待つことなく、リコールへの対応をとります。



(3) リコールのフォローアップ (第Ⅳ章)

一定の期間ごとにリコール率を検証して、その進捗が芳しくない場合は、リコール加速化のための措置を追加することが必要です。